

分野別計画 第5章

都市のうるおいと生活空間の快適さのあるまちづくり

- 施策 5－1 地域情報化の推進
- 施策 5－2 広域交通ネットワークの整備
- 施策 5－3 生活交通の充実
- 施策 5－4 上下水道の整備
- 施策 5－5 住宅・住環境の整備
- 施策 5－6 景観の保全・形成
- 施策 5－7 公園・緑地の整備
- 施策 5－8 適正な土地利用の推進

施策

5-1 地域情報化の推進

現状と課題

インターネットの普及などによりブロードバンド環境が整い、ネットワークの急速な大衆化が進む中、本市においても高速インターネットの整備や放送のデジタル化により、市民の生活スタイルは大きく変化しており、地域社会の発展には情報化の推進が不可欠となっています。

こうした中、さらなる[※]高度情報基盤の整備に取り組みながら、情報分野における市民サービスの向上、行政事務の効率化を図ることが必要となっています。

また、個人情報の漏えいやネット犯罪の増加などの新たな問題への対応とともに、「いつでも、どこでも、何でも、誰とでも」つながるユビキタスネットワーク上での知識・情報の流通と共有化、それによる付加価値の創造が求められています。

教育分野においては、本市では情報化社会に対応できる子どもを育成するため、小・中学校のパソコン教室には児童生徒一人あたり1台のパソコンを設置するなど、早くから情報通信機器の導入を進めています。

今後は、これらの情報通信機器を有効に活用し、児童生徒の情報活用能力のさらなる向上を図ることが必要となっています。

施策の基本方針

行政における情報システムの整備を進めるとともに、誰もが快適に利用できるユビキタスネットワークの構築に努めます。

また、ICT（情報通信技術）の利活用を推進するため、小・中学校における情報教育環境の整備や情報教育の推進を図るとともに、セキュリティ対策に努めます。

市民満足度指標

市民満足度指標	現状（平成22年）	目標（平成32年）
「身近にインターネットなど必要な情報を入手するための情報通信環境が整っている」と思う市民の割合	30%	50%

目標指標

目標指標	現状（平成21年度）	中間（平成27年度）	目標（平成32年度）
電子申請利用件数（年間）	200件	500件	1,000件

※高度情報基盤 情報ネットワークの高度化を実現するための設備やシステム。

●施策の展開

①電子市役所の推進

②ICT(情報通信技術)利活用の推進

【施策の展開】

①電子市役所の推進

※行政情報システムの充実や情報セキュリティ対策の強化を図るとともに、いつでもどこでも誰でも気軽に利用できる情報通信システムの整備を進めます。

＜主な取組＞◆行政情報システムの構築 ◆ユビキタス環境の充実 ◆クラウド・コンピューティングへの対応※

②ICT(情報通信技術)利活用の推進

小・中学校における情報教育環境の整備や教職員の指導力向上を図るとともに、情報安全知識の習得やモラルの周知など情報教育を推進します。

また、学校教育、生涯学習講座などを通じて、個人情報保護や情報漏えい防止などのセキュリティ対策の重要性について啓発に努めます。

＜主な取組＞◆情報教育環境の充実 ◆小・中学校での情報教育の推進 ◆教職員の情報教育の指導力向上 ◆個人情報保護等セキュリティ対策の啓発

※行政情報システム 行政事務処理の電子化、行政情報のデータベース化を図り、情報の共有化、市民サービスの向上、事務処理の向上を目指すシステム。

※クラウド・コンピューティング 情報システムを利用する企業や個人が、ネットワーク経由で、ハードウェアやソフトウェアなどをサービスとして利用できる形態。

施策

5-2 広域交通ネットワークの整備

現状と課題

生活圏の広域化や物流交通の増大が進む中で、広域交通を支える国道、県道、都市計画道路などの幹線道路は、日常生活、経済活動に欠くことのできないものとなっており、救急活動等においても重要な役割を担っています。

本市においても市内外や周辺都市への円滑なアクセスを支える幹線道路の利用は増大していますが、都市計画道路の整備率は、52.0%（平成21年度末）にとどまっているのが現状です。

また、国道2号では、富海地区、大道地区や沖高井交差点、佐野交差点などで慢性的な交通渋滞が発生しており、旧国道2号から臨海部の工業地帯へ通じる県道防府環状線においても交通量が増加しています。

こうした交通渋滞の解消と、スムーズで利便性の高い交通網の整備が求められている中、広域交通動向を見据えた総合的な取組が必要となっています。

一方、海上交通の要衝である重要港湾三田尻中関港については、近年は自動車関連産業などに支えられ産業拠点港湾として利用されてきましたが、今後、一層の発展を目指していくためには、港湾施設や周辺道路の整備に努めるとともに、港を活用したにぎわい空間の創出など、広域交流の促進を図っていく必要があります。

施策の基本方針

広域交通体系のさらなる充実を図るため、国道や県道の整備促進、都市計画道路の早期整備に努めます。

また、海上交通については、国・県の関係機関や港湾関係事業者と連携し、港湾施設の整備を促進するとともに、周辺道路網の整備に努め、海陸一体の広域交通ネットワークの充実を図ります。

市民満足度指標

市民満足度指標	現状（平成22年）	目標（平成32年）
「市中心部や周辺都市へ快適にアクセスできる幹線道路網が整っている」と思う市民の割合	50%	70%

目標指標

目標指標	現状（平成21年度）	中間（平成27年度）	目標（平成32年度）
都市計画道路の整備進捗率	52%	54%	56%

●施策の展開

①国道・県道の整備促進

②都市計画道路の整備

③港湾の整備促進

【施策の展開】

①国道・県道の整備促進

市内外や周辺都市への快適なアクセスの実現に向け、富海、大道地区の国道2号の拡幅改良（4車線化）及び冲高井交差点、佐野交差点の立体交差化や、県道防府環状線、県道中関港線の国道2号への早期接続など、国・県に対して積極的に要望を行い、国道・県道の安全確保と渋滞解消に努めます。

＜主な取組＞◆国道の整備促進 ◆県道の整備促進

②都市計画道路の整備

将来の広域交通体系を見据え、都市計画道路網の見直しなどを行うとともに、主要な計画道路について、整備を進めます。

＜主な取組＞◆都市計画道路の整備

③港湾の整備促進

重要港湾三田尻中関港の港湾施設の整備促進とともに、臨海部における交通体系の再編、強化に努めます。

また、「三田尻中関港港湾計画」に基づき、交流拠点としての整備を進めるとともに、防災拠点としての機能充実に努めるなど、港湾施設の幅広い利用を促進します。

＜主な取組＞◆港湾施設の整備促進 ◆港湾施設の利用促進 ◆「^{*}みなとオアシス三田尻」の登録

※みなとオアシス 国土交通省の各地方整備局により登録された、「みなと」に関する交流施設・旅客ターミナル・緑地・マリーナなどを活用した交流拠点・地区の愛称名。

施策

5-3 生活交通の充実

現状と課題

日常生活における交通網の根幹を支える生活道路は、近年ではライフスタイルの多様化により、自転車や健康維持のためのウォーキングなど、幅広く利用されています。

こうした中、本市においても、生活道路における安全性や利便性のさらなる向上が望まれており、市民生活における優先度を適正に判断しながら道路改良を進めるとともに、維持管理体制の強化を図っていくことが必要となっています。

防府駅周辺を中心に設置されている駐車場・駐輪場については、平常時の需要には対応できていますが、イベント時の状況なども含め、引き続き需要動向に注視しながら駐車・駐輪機能を確保していくことが重要です。さらに、駐輪場における放置自転車への対策も大きな課題となっています。

路線バスなどの公共交通機関については、自家用車の普及などにより、長期にわたる利用者の減少で取り巻く環境は、厳しい状況にありますが、高齢化の進行や環境保全意識の高揚などから、その必要性は高まっており、事業者や関係機関との連携を一層強め、持続可能な生活交通を構築することが必要となっています。

また、野島の住民にとって日常生活における唯一の移動及び生活物資の輸送手段である離島航路は、今後も安定した運航の維持が求められています。

施策の基本方針

生活道路の新設や改良、安全施設の整備を進め、市民生活のさらなる利便性向上と歩行者などにやさしい安全な道路環境づくりに努めます。

駐車場・駐輪場については、防府駅周辺の都市機能の維持、増進を図るため、需要動向に配慮して整備を進めます。

また、路線バスなどの利便性向上と利用促進を図るとともに、総合的な生活交通システムの充実に努めます。

さらに、野島の住民にとって日常生活における唯一の移動手段である離島航路の安定的な確保を図ります。

市民満足度指標

市民満足度指標	現状(平成22年)	目標(平成32年)
「安全に通行できる生活道路が整備されている」と思う市民の割合	43%	65%
「通勤や通学、買い物のための公共交通機関が整っている」と思う市民の割合	27%	50%

目標指標

目標指標	現状(平成21年度)	中間(平成27年度)	目標(平成32年度)
市道の改良率	69%	72%	74%
路線バス(市内で完結する系統)利用者数(年間)	420,000人	450,000人	480,000人

●施策の展開

①生活道路の整備

②駐車場・駐輪場の整備

③生活交通システムの充実

④離島航路の確保

【施策の展開】

①生活道路の整備

日常生活の利便性向上に向けた道路の新設改良を計画的に進めるとともに、既存道路の迅速かつ的確な維持補修を行い、良好な生活道路を維持します。

また、歩道内の障害物の撤去や段差解消など、安全性を考慮した道路整備に努め、歩行者や自転車にやさしい安全な道路環境を確保します。

＜主な取組＞◆道路、橋りょうの新設改良 ◆生活道路の維持補修 ◆人にやさしい道路環境整備

②駐車場・駐輪場の整備

市中心部へのアクセス向上に向け、既存施設の有効利用など、需要動向に配慮して駐車・駐輪機能の充実に努めます。また、利用者モラルの向上を図ります。

＜主な取組＞◆駐車場の整備促進 ◆駐輪場の整備促進 ◆放置自転車対策の推進

③生活交通システムの充実

情報提供の充実や利用啓発イベントの実施など路線バスの利便性向上、利用促進を図るとともに、既存の路線バスを補完するコミュニティバスや乗合タクシーなど新たな交通サービスの導入を進めます。

また、ＪＲ山陽本線の利便性を高めるため、関係機関と連携し、運行ダイヤの充実や駅のバリアフリー化などを促進します。

＜主な取組＞◆路線バスの活性化 ◆新たな交通サービス導入 ◆鉄道の利便性向上

④離島航路の確保

三田尻～野島間を運航している野島海運の経営の安定化を図るとともに、老朽化の進んでいる船舶について、新船の導入を進め、離島航路を安定的に維持します。

＜主な取組＞◆経営の安定化 ◆新船の導入

関連計画

・防府市生活交通活性化計画（H21年度～H25年度）〔企画政策課〕

施策

5-4 上下水道の整備

現状と課題

本市の上水道の普及率は、91.8%（平成21年度末）であり、市民生活のみならず、産業経済活動を支えるライフラインとしても重要な役割を果たしていますが、近年、少子高齢化などにもなう人口減少、節水機器の普及、環境との共生意識の高揚といった諸要因により、その需要は減少傾向にあります。

今後の水道事業の運営は厳しくなると予測されており、「防府市水道ビジョン」に基づき、計画的かつ効率的な投資と徹底した経費削減に努め、財政基盤の強化を図りながら、水質の向上、施設の耐震化や老朽化対策、未給水区域の解消などに取り組んでいくことが重要です。

一方、下水道については、市民が衛生的で快適な生活を営むための根幹的施設として、その事業計画区域を拡大しながら整備を推進していますが、事業着手から50年近く経過した下水道施設の老朽化が進んでおり、今後は、適正な維持管理を行うとともに、計画的な改築や更新を行う必要があります。

また、本市の面する瀬戸内海は、水質汚濁が進行しやすい閉鎖性水域であるため、的確な下水処理を行い、安定した放流水質を維持していくことが必要です。

施策の基本方針

上水道については、運営基盤を強化し、安心・快適な給水を確保しながら、サービスの向上、災害対策や環境対策の強化に努めます。

また、下水道については、地方公営企業法全部適用及び水道局との組織統合により、経営基盤の強化を図り、市街化区域内における整備の目標年次を平成30年とし、計画的な事業計画区域の拡大と下水道の普及の促進に努めるとともに、污水管渠及び施設の維持、強化と安定した放流水質の維持を図ります。

市民満足度指標

市民満足度指標	現状（平成22年）	目標（平成32年）
「おいしい水が安定的に供給されている」と思う市民の割合	67%	80%

目標指標

目標指標	現状（平成21年度）	中間（平成27年度）	目標（平成32年度）
上水道地震対策3指標 （基幹管路・浄水施設・配水池耐震化率：100%換算）	59%	61%	63%
公共下水道整備率	72%	87%	100%

● 施策の展開

① 上水道の整備

② 上水道施設の維持・強化

③ 下水道の整備

④ 下水道施設の維持・強化

⑤ 運営基盤の強化とお客サービスの向上

【施策の展開】

① 上水道の整備

上水道未整備区域において、送・配水管の布設や配水池の築造などを計画的に進め、普及率の向上を図ります。

＜主な取組＞◆未給水区域への配水管整備

② 上水道施設の維持・強化

佐波川伏流水を原水とする水源[※]地に高度浄水処理施設を整備し水質維持を図るとともに、水質監視装置や施設監視装置を所要箇所に設置し監視体制の強化を図り、安全でおいしい水道水の安定供給に努めます。

また、老朽化した配水管や施設は、耐震資材や省エネ機器により計画的に更新し、水道システムの総合的な安全性向上と水資源の有効利用を図ります。

＜主な取組＞◆高度浄水処理施設の整備 ◆水質・施設監視装置の整備 ◆施設の耐震化の推進 ◆省エネルギー対策の充実

③ 下水道の整備

市街化区域において、事業計画区域を拡大しながら、污水管渠や中継ポンプ場などを整備し、普及率の向上を図ります。

また、雨天時に未処理の下水が放流される合流式の下水道の改善対策を推進するとともに、浄化センターの適切な運転管理により安定した放流水質の維持を図ります。

＜主な取組＞◆下水道の整備、普及 ◆合流式下水道の改善 ◆放流水質の適正管理

④ 下水道施設の維持・強化

浄化センターなどの適切な運転管理のため、民間委託業務の内容の充実を図るとともに、監督体制を強化し、施設の適正な維持管理を行います。また、污水管渠及び下水道施設の定期的な点検、補修を行うとともに、計画的な更新及び耐震化を進め、長寿命化を図ります。

＜主な取組＞◆施設の維持管理 ◆污水管渠及び施設の改築更新 ◆施設の耐震化の推進 ◆長寿命化対策の推進

⑤ 運営基盤の強化とお客サービスの向上

効率的事業運営に努め、健全経営を維持することで、財政基盤の強化を図り、長期にわたって安定した上下水道料金を維持します。また、お客様ニーズの把握に努め、サービスの充実を図ります。

＜主な取組＞◆健全経営の維持 ◆お客サービスの充実

関連計画

- ・防府市水道ビジョン（H22年度～H31年度）〔上下水道局〕
- ・防府市公共下水道事業計画（H20年度～H24年度）〔上下水道局〕

※高度浄水処理施設 通常の浄水（ろ過）処理では十分な対応ができない溶解性物質の除去を主な目的とした処理施設。

施策

5-5 住宅・住環境の整備

現状と課題

住宅は、個人や家庭の生活基盤であるとともに、豊かで潤いのある地域社会の重要な構成要素となるものです。

近年は、少子高齢化が急速に進行する中、高齢化などに対応した居住環境の確保を図ることが重要となっています。

本市の市営住宅においても、高齢者世帯に配慮した住宅の供給が求められており、バリアフリー化された良質な公営住宅を確保するとともに、建替えに際しては福祉施策と連携した取組などを推進していく必要があります。

居住水準の向上においては、住宅を取り巻く環境の果たす役割が大きく、安全性、快適性、利便性に配慮した住環境の整備が求められています。

また、住居表示については、緊急時の迅速な情報伝達など市民生活の利便性向上につながるものとして、10次にわたり、1,512ha(平成21年度末)を実施しています。

施策の基本方針

多様化する居住ニーズに対応した市営住宅の建替えや改善を進めるとともに、住宅に関する相談への適切な指導・助言や狭あい道路の解消に努めるなど、住環境の向上を図ります。

市民生活の利便性向上を図る住居表示については、人口集中地区[※]を基本として、計画的な実施に努めます。

市民満足度指標

市民満足度指標	現状(平成22年)	目標(平成32年)
「良好な住環境が整備されている」と思う市民の割合	45%	65%

目標指標

目標指標	現状(平成21年度)	中間(平成27年度)	目標(平成32年度)
市営住宅建替棟数(延べ数)	1棟	2棟	3棟
住宅・建築物耐震化診断等申請件数(年間)	3件	15件	30件

※人口集中地区 1km²あたりの人口密度4,000人以上の区域に隣接し、5,000人以上を有する区域。

●施策の展開

①良質な公営住宅の提供

②住環境の向上

③住居表示の実施

【施策の展開】

①良質な公営住宅の提供

「防府市公営住宅ストック総合活用計画」に基づき、老朽化した市営住宅の計画的な建替えや改善を進め、公営住宅の質的水準の維持、向上を図ります。

＜主な取組＞◆公営住宅の計画的な建替 ◆公営住宅の維持管理

②住環境の向上

住宅のバリアフリー化や耐震化など、住宅改修に関する相談への適切な指導、助言を行うとともに、建築行為に対する中間・完了検査などを実施します。

また、災害時などにも迅速な対応ができるよう、狭あい道路に面する住宅地の立地環境の改善を図ります。

＜主な取組＞◆高齢者対応住宅の建設促進 ◆長期優良住宅[※]の普及促進 ◆住宅・建築物の耐震化の促進
◆適正な建築指導 ◆狭あい道路の拡幅整備

③住居表示の実施

住居表示については、最新の国勢調査における人口集中地区を基本とし、住民の理解と協力を得ながら、計画的な実施に努めます。

＜主な取組＞◆住居表示台帳の整備 ◆住居表示の実施

関連計画

- ・防府市住宅マスタープラン（期間なし）〔建築課〕
- ・防府市公営住宅ストック総合活用計画（H19年度～H28年度）〔建築課〕
- ・防府市耐震改修促進計画（H20年度～H27年度）〔建築課〕

※長期優良住宅 長期にわたって良好な状態で循環利用できる質の高い住宅のこと。住宅を長期にわたり使用することにより、解体などによる廃棄物の排出の抑制や環境への負荷の低減を図るとともに、建替え費用等の削減により、住宅に対する負担を軽減することができる。

施策

5-6 景観の保全・形成

現状と課題

都市における景観とは、本来その地域が持つ自然や由緒ある建造物、史跡・名勝などの歴史的・文化的遺産に大きく依存するものですが、都市化の進展や経済を優先した画一的な市街地開発、調和を欠く建造物や屋外広告物などにより、それぞれのまちが有する固有の都市イメージが全国的に失われつつあります。

平成16年には景観に関する総合的な法律として「景観法」が制定され、人々の価値観も心の豊かさが重視される時代へと変化してきている中、自然的環境や景観の保全と創出に関する意識は高まっており、積極的な住民参画のもと、いかにして地域の個性を活かした景観形成を進めるかということが大きな課題となっています。

本市は、平成20年に地域の景観行政を一元的に担う景観行政団体[※]になっており、景観計画の策定を進めながら、周辺環境との調和がとれた美しい景観の保全・形成に努めることが必要となっています。

施策の基本方針

景観への市民意識の高揚を図りながら、親しまれてきた自然や街並み、建造物を保存するとともに、地域特性を活かした都市景観の形成に努めます。

市民満足度指標

市民満足度指標	現状(平成22年度)	目標(平成32年度)
「美しい景観やまちなみが数多く残されている」と思う市民の割合	35%	55%

目標指標

目標指標	現状(平成21年度)	中間(平成27年度)	目標(平成32年度)
景観形成整備地区数(延べ数)	1地区	1地区	2地区

※景観行政団体 景観法に基づき、地域における景観行政を一元的に担う主体のこと。都道府県、政令市と中核市は、自動的に景観行政団体となるが、その他市町村は、景観行政に意欲のあるところが、都道府県知事との協議・同意を得て、景観行政団体になることができる。

●施策の展開

①景観保全意識の高揚

②景観の整備

【施策の展開】

①景観保全意識の高揚

「景観法」の制定に対応し、景観計画を策定するとともに、良好な都市景観の形成に貢献している建築物や空間に対して、関係者を表彰するなど景観に対する市民意識の高揚を図ります。

＜主な取組＞◆景観計画の策定 ◆景観意識の啓発

②景観の整備

市民団体などと連携し、自然や街並み、建造物の保存に努めます。

また、駅周辺や都市計画道路を中心とした街路樹整備など、調和のとれた都市整備を進め、美しい景観の形成を図ります。

＜主な取組＞◆都市景観の保全 ◆都市景観の形成

関連計画

- ・防府市景観計画（H23年度策定予定）〔都市計画課〕
- ・防府市都市サイン基本計画（期間なし）〔都市計画課〕

施 策

5-7 公園・緑地の整備

現状と課題

公園は、誰もが利用できる潤いと安らぎの空間であるとともに、スポーツ・レクリエーションに活用されるなど多様な機能を有し、災害時の避難場所としても重要な役割を果たしています。

本市においても、市民の生活環境の充実を図るため、公園に対する多様なニーズへの対応に努めていますが、公園の多くが昭和40～50年代に設置されていることから、遊具やフェンスなどの老朽化が進んでおり、安全性を重視したきめ細かな施設の維持管理が必要となっています。

また、公園内の除草、清掃などについては、地域住民などの協力のもと、管理体制の充実を図っていく必要があります。

緑化の推進については、環境問題への関心が高まる中、積極的な啓発活動に努め、公共施設の緑化にとどまらない市民総参加の緑化活動を進めることが必要です。

施策の基本方針

潤いと安らぎの空間を目指した公園整備を進めるとともに、地域と連携した公園・緑地の維持管理に努めます。

また、緑化に対する市民意識の高揚を図りながら、緑化活動への市民参加を促進し、緑化の推進に努めます。

市民満足度指標

市 民 満 足 度 指 標	現 状 (平成22年)	目 標 (平成32年)
「利用しやすい、安らげる公園や緑地が整備されている」と思う市民の割合	26%	50%

目標指標

目 標 指 標	現 状 (平成21年度)	中 間 (平成27年度)	目 標 (平成32年度)
複合遊具設置公園数(延べ数)	4か所	9か所	11か所
記念植樹本数(延べ数)	1,040本	1,350本	1,600本

●施策の展開

①都市公園・緑地の整備

②緑化の推進

【施策の展開】

①都市公園・緑地の整備

地域ニーズに対応した公園・緑地の施設整備を行います。

維持管理については、専門業者による定期点検と自主点検により、早期の修繕に努めるとともに、地元自治会による清掃など管理体制の充実を図ります。

＜主な取組＞◆公園施設の整備 ◆地域住民などによる維持管理の推進

②緑化の推進

春・秋の緑化推進活動及び記念植樹、苗木の無償配布などにより、市民総参加による緑化活動を推進します。

また、緑花祭の開催、花壇コンクールや緑化ポスターコンクールの実施などにより、緑化意識の啓発を行います。

＜主な取組＞◆緑化活動の推進 ◆緑化意識の啓発

関連計画

・防府市緑の基本計画（H11年～H32年）〔都市計画課〕



施策

5-8 適正な土地利用の推進

現状と課題

本市では、計画的で秩序ある市街化を進めるため、小野、野島地域を除く区域を都市計画区域とし、市街化区域と市街化調整区域の区域区分（線引き）を定めていますが、近年は都市計画法の改正にともなう[※]開発許可制度の制限緩和により、市街化区域に隣接する市街化調整区域で宅地化が進んでいます。一方、旧来の市街地などでは、道路が狭いことなどにより、利用が困難な土地も多く、これらの土地の有効活用が求められています。今後、市街化区域では、計画的かつ効率的な土地利用のための基盤整備を図ることが重要であり、市街化調整区域では、必要な施設の整備、保全に努めながら、地域にあったゆとりある土地利用を図っていくことが重要となります。

また、平成16年度に国から無償譲与された[※]法定外公共物については、これらの用地を適正に管理していく必要があります。

土地の詳細情報を明確化する地籍調査については、本市は平野部の調査を、おおむね完了しています。現在は山林部の調査を実施しており、一筆地調査の業務委託を行うなど省力化を図っていますが、近年、山林部の境界熟知者の減少により筆界情報の把握が困難となっています。早期の事業完了を目指すために、関係地権者及び関係機関との協力体制を強化し、入手可能な情報や資料によりの確な土地の境界確認を進めることが重要となっています。

施策の基本方針

現状に即した区域区分（線引き）において、適正な制限に基づいた計画的な市街化を進めるなど、土地の有効利用に努めます。

また、さまざまな分野で活用される土地情報を明確にするため、「第6次[※]国土調査事業10箇年計画（平成22年度～平成31年度）」に基づき、地籍調査を計画的に実施します。

市民満足度指標

市民満足度指標	現状（平成22年）	目標（平成32年）
「計画的な市街化や農地の保全などそれぞれの地域にあった土地の整備・活用が進んでいる」と思う市民の割合	17%	40%

目標指標

目標指標	現状（平成21年度）	中間（平成27年度）	目標（平成32年度）
地籍調査進捗率	69%	77%	87%

※開発許可制度 都市計画区域と都市計画区域外における、それぞれの目的に即した開発行為や建築行為等について、都道府県知事等が許可する制度。

※法定外公共物 道路法、河川法、その他の法令が適用または準用されない道路、水路等で、市が所有するもの。道路は「赤線」、水路は「青線」ともいわれる。

※国土調査事業10箇年計画 国土の総合的な開発及びその利用に役立たせるため、国土交通大臣が緊急に国土調査を実施する必要があると認める地域について、10年間に実施すべき国土調査事業に関する計画。

●施策の展開

①土地利用の適正化

②地籍調査の推進

【施策の展開】

①土地利用の適正化

市街化区域については、未利用地の有効利用を促進します。市街化調整区域については、自然環境の保全の観点から、開発許可制度との調整を図りながら、調和のとれた土地利用を促進します。

また、法定外公共物の適正な管理に努めます。

＜主な取組＞◆土地利用規制の適正化 ◆法定外公共物の適正管理

②地籍調査の推進

土地の境界、形状、地積などを明確にする地籍調査を計画的に実施し、一筆地調査の外部委託の導入など、調査の効率化を図ります。

未調査地区については、筆界情報の収集、保全に努めます。

＜主な取組＞◆地籍図・地籍簿の整備

関連計画

・防府市の都市計画に関する基本的な方針（H11年～H32年）〔都市計画課〕